

岩手県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

令和4年11月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

- (1) 大槌・気仙川森林計画区（大船渡市一円、陸前高田市一円、釜石市一円、気仙郡一円及び上閉伊郡一円）
- (2) 北上川上流森林計画区（盛岡市一円、滝沢市一円、岩手郡のうち葛巻町を除く地域及び紫波郡一円）

2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課並びに盛岡広域振興局林務部、沿岸広域振興局農林部及び農林部大船渡農林振興センター
- (2) 期間 令和4年11月1日から同年12月1日まで